

令和 2 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る
企画書募集要領

1 総 則

令和 2 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本令和 2 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業の内容は、別添「血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 事業実施期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 12 日（金）まで。

4 予算額

業務の予算額は 7,472 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。なお、採択 1 件あたりの予算額は約 934 千円である。

また、上記委託金額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

5 参加資格

- (1) 都道府県ごとに組織されている地域医療の代表者及び医療機関の管理者等の委員から構成された「合同輸血療法委員会」の研究代表者であること。
- (2) 国をはじめとして、各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- (3) 本事業の趣旨を十分理解し、十分な調査結果を得ることが可能な者であること。

6 企画競争説明書に対する質問受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 担当：中村、萩原

TEL 03-5253-1111（内線 2905）

FAX 03-3507-9064

(2) 受付期間

令和 2 年 8 月 3 日（月）までの 10:00～18:00

(3) 受付方法

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(4) 回答

令和 2 年 8 月 6 日（木）までに企画競争参加者に対して FAX にて行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

仕様書に基づいた研究計画書を（別紙1）に従って作成する。

- ① 令和2年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書
- ② 合同輸血療法委員会設置要綱等
- ③ すでに組織されている合同輸血療法委員会においては、その活動内容を示すもの
- ④ 暴力団に該当しない旨の誓約書（別紙2）

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和2年8月26日（水）18時（必着）

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

6（1）に同じ

③ 提出部数

紙各5部、電子媒体5部（別紙2の誓約書は1部）

④ 提出方法

郵送とする。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

イ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 一者当たり1件の研究計画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

エ 虚偽を記載した研究計画書等は、無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した研究計画書等は、無効とする。

カ 研究計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ （1）④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、企画書等を無効とする。

8 評価の実施

(1) 「令和2年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等評価基準」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した8者を選定し、契約候補者とする。選定にあたっては、厚生労働省が提示した2つの課題のうち、（1）又は（2）のいずれかの事業に対しての企画書等を提出していただき、評価を行うこととする。

（1）300床未満の小規模医療機関や、外来、在宅における安全で適正な輸血管理体制の構築、血液製剤の適正使用や廃棄率削減に関する取組及びその把握については、評価事項のうち、①血液製剤適正使用推進体制と②血液製剤使用事業計画が高評価の3者程度と、③血液製剤適正使用推進体制・血液使用事業の発展性が高評価の3者程度とし、両者は重複して選定されないものとする。また、（2）へき地や離島における血液製剤の適正使用に関する取組（血液搬送装置ATRを活用した血液製剤の搬送など）及びその把握については、評価

事項のうち、①血液製剤適正使用推進体制と②血液製剤使用事業計画が高評価の1者程度と、③血液製剤適正使用推進体制・血液使用事業の発展性が高評価の1者程度とし、両者は重複して選定されないものとする。2つの事業から契約候補者を選定して、合計で8者とする。その際、必要に応じ事業の実施に係る条件等を付する場合がある。なお、各事業あるいは各評価基準で高評価の契約候補者を選定することが困難な場合、評価委員会委員全員の合意があれば、上記に限らず契約候補者の選定に柔軟性を持たせることが可能とする。

(2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

9 その他

(1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 詳細については仕様書に従うものとする。